

I 概要(環境こだわり農産物認証制度と環境保全型農業直接支援対策との関連)

1 「環境こだわり農産物認証制度」とは (以下、「認証制度」という。)

○化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度です。(栽培基準を参照)。

○認証された農産物には、県の認証マークを表示して出荷・販売することができます。

○認証を受けるためには、あらかじめ生産計画の認定を受ける必要があります。

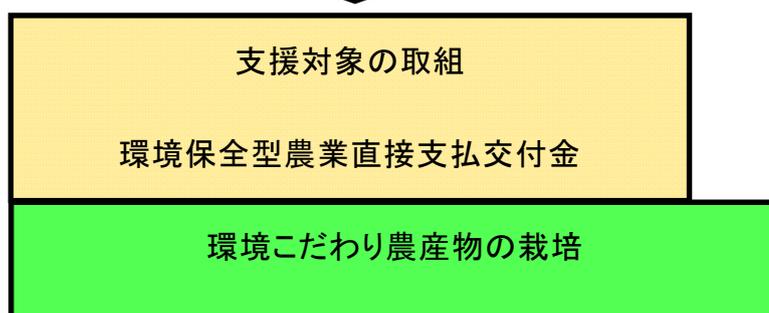
2 「環境保全型農業直接支払交付金」とは (以下、「環境直接支払」という。)

○環境こだわり農産物の栽培に取り組んだうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組を併せて実施した場合に支援されます。

平成 29 年度の支援対象の取組

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------|
| ① カバークロップの作付(全作物) | ⑨ 希少魚種等保全水田の設置(水稻) |
| ② リビングマルチ(全作物) | ⑩ バンカープランツの植栽(野菜) |
| ③ 草生栽培(果樹・茶) | ⑪ 緩効性肥料の利用および長期中干し(水稻) |
| ④ 冬期湛水管理(水田で栽培する作物) | ⑫ 緩効性肥料の利用および省耕起(大豆・露地野菜) |
| ⑤ 有機農業の取組
(化学肥料・農薬を使用しない取組)(全作物) | ⑬ 水田ビオトープ(水稻) |
| ⑥ 堆肥の投入(全作物) | ⑭ 水田の生態系に配慮した雑草管理(水稻) |
| ⑦ 炭の投入(全作物) | ⑮ IPM の実践(大豆・小豆・野菜・果樹・茶) |
| ⑧ IPM の実践、畦畔の人手除草および長期中干し
(水稻) | ⑯ 在来草種の草生による天敵利用(果樹) |
| | ⑰ 緩効性肥料の利用および深耕(茶) |

取組面積に応じた支援



3 環境保全型農業直接支払制度の変遷

平成 13 年 4 月 環境こだわり農産物認証制度創設

平成 15 年 4 月 環境こだわり農業推進条例施行

平成 16 年度～ 環境農業直接支払の実施（滋賀県単独）

【要件】環境こだわり農産物（栽培基準：農薬・化学肥料5割削減等）の生産

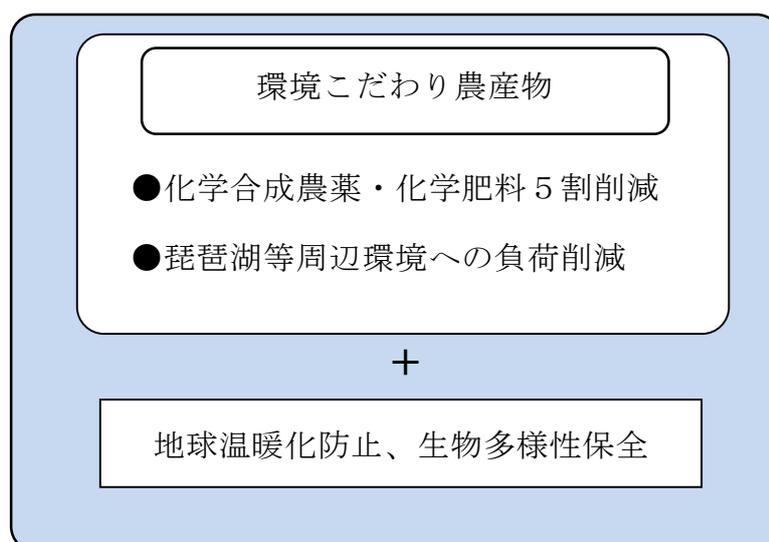
平成 19 年度～ 農地・水・環境保全向上対策（国制度）

【要件】地域ぐるみの環境こだわり農産物の生産

平成 23 年度～ 環境保全型農業直接支払（国制度の変更）

【要件】環境こだわり農産物の生産に加えて地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い取組を実施

平成 27 年度～ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく日本型直接支払の1つへ位置づけ（法制化）



環境保全型農業直接支払